

第2回 京都市歴史的景観の保全に関する検討会 議事録

- 1 日 時 平成28年2月9日(火) 午前10時から正午まで
- 2 場 所 京都市国際交流会館 1階 第1・2会議室
- 3 出席者 委 員：小浦久子委員，深町加津枝委員，宗田好史副座長，門内輝行座長
事務局：杉浦都市景観部長，山本景観政策課長，小山田風致保全課長，
小嶋景観政策課担当課長，門川企画係長 他
- 4 次 第

開 会

議 題
 (1) 具体的方策(案)について
 (2) モデル地区での検証について

閉 会
- 5 公開情報 傍聴者 2人
報道関係 3社

1 開会

- ア あいさつ
- イ 委員会の公開について報告

2 議題

(1) 具体的方策（案）について

- ア 配付資料「1 歴史的景観の保全に関する具体的方策について」「3 相国寺エリア」、参考資料「2 平成 26 年度歴史的景観の保全に関する検証事業調査結果のまとめ〈相国寺エリア〉」の内容を説明（事務局）
- イ 案件について下記のとおり質疑応答

座 長：それでは、ただいまの説明につきましてご意見・ご質問はございますか。

委 員：世界遺産に登録されている社寺の場合だと、京都市はまだ作っていませんが、遺産管理計画を作ってユネスコに提出するよう求められています。京都の場合、対象となる遺産が膨大なものだから、作らなくてはいけないことは分かっているけど市独自予算でその準備をすることが大変だということを伺っています。ただ、この管理計画を作る時に、文化財の所有者である寺社、二条城、それと周辺の住民・事業者が一体となって、どういうルールで今後建築行為を行っていくかを決めていただく必要があります。その中で、例えば京都の場合、職住共存地区・特別用途地区等の場合は住民の協議会が割と機能しているわけですが、世界遺産とその周辺でもそういう個別の協議会が「世界遺産管理委員会」といったものが必要になるわけです。

相国寺は世界遺産に匹敵する、京都でも最も格の高い臨濟宗大本山であることを鑑みますと、世界遺産と同等の扱いをすべき場所だと思います。だからその意味で、特に資料 1 の「II 1 市民・事業者との協働による景観づくりの推進」において、文化財所有者を入れた上でどういう組織を作ればいいのか。これに関して、いくつかその前提となる問題があると思います。

まず市民の方ですが、屋外広告物規制で撤去を負担してくださった個人事業者の方から相当恨みを買っていることが今回の市長選挙でも出てきた傾向があります。それだけではなく、残念ながら、景観政策によりどういう規制にあるかを市民はほとんど知らない。そして、建築行為を起こす時になって分かるわけです。

それから 1994 年の世界遺産登録の時も、周辺にも規制がかかることをよく説明した上で登録しているかというところではない。既にかかっている規制を切り貼りして緩衝地帯を作ったので、世界遺産周辺でこういうことが起こるとは分からなかった。さらに、所有者の方も、世界遺産に登録されたことによって文化財以上に厳しいことを言われることがあることをご存知ないような場合もあり

ます。

登録されてから22年経ち、世界遺産の議論も変わってきています。例えば、こういう席で言っているのか知りませんが、天龍寺の境内の中に有料の駐車場が経営されているのが大問題になっているし、二条城の隣接の駐車場の問題、下鴨神社のマンションの問題等が起こってくるわけです。だからその意味で今、協議会が必要だという論点を申し上げているのです。やはりそういう場を作って周辺住民の方、所有者の方が取り組んでいく体制を作るという手法をきちんと作っていくことが必要です。所有者の方は周辺住民から「お宅が世界遺産に登録したからうちはこういう建築が建てられなくなった」という苦情を言われることもあるそうです。だから世界遺産に登録されたことが周辺に迷惑をかけているという意識がどこかに残っている。所有者から周りに働きかけることは難しいと思います。だから市役所の都市計画局と文化市民局が一体となって周辺の住民と一緒に考えていく体制を作らないといけない時期に来ていると思います。

座長：ありがとうございます。この間の仁和寺門前の問題でも、仁和寺さんが出てきて一緒に取組んだからあのような形で納まったと思います。

今のことについて事務局の方で何かご意見ありますか。関連してでも結構ですし、ご意見等ありますでしょうか。

委員：まず、景観計画及び景観地区で、この場所について語っているという意味で言うと、資料3における「適用制度の概要」の景観地区の説明は、本来1ページ目に書かれている「御所周辺」を書かなくてははいけない。つまり、この地区について何を考えなくてははいけないかということがここには書かれていない。だから資料としてまず問題です。皆さんがどういう風にここを考えているかということ、この資料で伝えられなかったら住民には伝えられません。この相国寺周辺を、同じ旧市街地型美観地区であったとしても違う運用の中で守っていかうという認識があるのかなのか、この資料では全く分からないです。

次に、眺望の近景デザイン保全区域の範囲が半径500mですが、これでは500mが見えません。半径500mの中にどのような町があり、そこにどういうポテンシャルがあって何を考えなくてははいけないかということがあって初めて、眺望景観保全地域をかける、かけないという議論が起こると思います。寺社の中からどう見えるかというのはここで分かりますが、同時にその見えるものかもしれない対象がどういう町なのか。もう少しきちんと議論できる資料が必要だと思います。

京都市の場合、これまでの経緯もあって風致地区の使い方が非常に特殊で、市街地の中に島状に風致地区がかかっている所が沢山あります。また、山裾だけでなく市街地まで延ばして風致地区に指定し、建物と緑の一体となった風致というものに最初から取り組んできていて、単なる緑の風致でないところがとても重要な

だと思います。そういう観点から言うと、この旧市街地型美観地区の中でも「御所周辺」は緑を前面に出した方針を書いている筈です。調査をしていますが、ここでは西陣や職住共存地区の旧市街地型美観地区と比べても敷地単位が大きいです。そうした意味で、土地・建物の更新の中でも緑を担保していくことは比較的可能な所だと思います。高さの問題も重要ですが、この御所周辺では緑と一体になって垣間見える風景が1つの特徴だと思います。もちろん眺望景観保全地域をかけることも大事ですが、旧市街地型美観地区の運用の中で、緑の確認を小さな戸建てにおいてもできるだけ努力するというような景観審査とか、更新などの動きの把握との連携をどのようにして伝えていくのかというようなことも、とても大事になるエリアだと思います。学校等の大きな事業者さんとは話ができると思いますが、やはり一番動いているのは戸建てです。戸建てや小さな集合住宅の中でどれだけ緑を担保していけるかというのが、ここの場合はとても重要なことだと思います。視点場があつて何かを見るというような風景だけではなくて、御所を歩いて散策する、相国寺を歩いて鴨川へ行くなど、この辺は歩く場所でもあるわけですね。つまり歩く場所としての風景についても、ここはもう少し配慮が要ると思います。

委員：禅寺もありますよ。

委員：そう、とにかく歩く風景なのです。その中での緑の垣間見え方というのがここではとても大事な景観保全のテーマではないかと思います。

座長：個別に答えるには大きな課題を言われているので、それぞれの委員にまず全部話してもらった方が良いでしょう。

委員：この地域について何を考えないといけないのかが、私自身にも少し伝わってこないです。航空写真がなくて、この規制図だけを見ると本当に話について行けなくて、話を聞くと何となく分かるのですが、全体像としてここで何が求められていて、どういうことに注意し、大事にしていったらよいかということが正直分からない部分があります。

では、どういうものであれば分かるのか。まずこの場の意味やまとまりという意味で言うと、参考資料2の7ページに歴史的な地形図や絵図があつて、相国寺とその周辺が、周辺環境との関わりの中でどのように変遷しながら今日に至っているのかを理解しながら、航空写真等の中で特にこの部分を抽出するような形にすると、空間的にも、歴史的な文脈も含めてこの地域を理解していけるのではないかと思います。常にそういう視点で各地域を捉えて、それを表現するところから始めていただくと、専門家だけでなく私たちも同じ土台に乗りやすいと思いました。

もう1つ、緑のお話も言っていたいただきましたが、モデル地区の説明資料では1ページと5ページで緑の状況が分かるようになっています。2～4ページの

平面図では建物情報や区割りは分かるのですが、説明にあった区民誇りの木の位置や、まとまった良いアカマツ林が、この図面上には全然表現されていません。図面ベースに具体的に明らかにしていけないと、単にアカマツの良い林がありますよとかいうだけでは、問題が起こった時にすぐに対処できないのではないかと思います。

今回のモデル地区では、図面上に緑のことをきちんと表現していくところから始めていただいて、表現の仕方も全てのものを網羅的にするのではなく多少なりとも強弱をつけるなど、表現の工夫も他の部局と上手く連携して、考えていくことが今回の検証事業の中でとても大事な第一歩となると思います。

座長：ありがとうございました。基本的にはあるエリアを定めた時に、そのエリアがどんな問題を抱えているのかとか、そのエリアを将来どういう方向へ持って行くかというビジョンの両方を見ていく必要があると思います。合わせて言えば対象、すなわちオブジェクトになるのですが、何を対象にして取り組むのかという問題やビジョンを明確にするということが1つあります。それに対して道具立てが色々あります。その道具立てを使ってどこまでのことがそのオブジェクトに対してアプローチできるのかということを検証し、もしできないのであれば補完しなくてははいけない。そして、その道具立てにしても、規制のルールだけではなくて、一種の協議会のような社会インフラのようなものを作っていくことも考えていけないうけない。今ある道具立てと、新たに作る道具立てとがあるはずで、そのあたりを整理していく必要があると思います。少しミクロに入り込みすぎていて個別のことが羅列されているように見えてしまうのですね。

委員：その前提になる議論ですが、その前に参考資料2の10ページに、相国寺エリアあるいはその御所周辺の旧市街地型美観地区のことが書いてあります。先ほど世界遺産の話をしました。京都の世界遺産を追加登録しようという議論もあります。なかなか上手くいかないのですが、追加登録したいと考えているものが4つあり、1つが天皇に関わるもので、桂離宮も御所も登録時にわざわざ外してあるのです。そして、近代化遺産や仏教史に関するものがあります。京都は日本の仏教史の中心として発展してきたが、それをまんべんなく拾っているかという点を決してそうはなっていない。何が言いたいかという点、例えば御所をどう扱うか。京都市民にとって御所は憩いの空間ではあるけれども、今後この空間をどう整備するか。それから、相国寺が臨済宗の寺院であることをどう捉えるかということもよく分かっていない。清水寺と相国寺はどう違うかということが景観上もきちんと分かるべきだし、銀閣寺と金閣寺も北山文化と東山文化というように異なるので建築も随分変わりますから、それは景観に反映しなくていいかと言われたら反映したくなりますよねという議論もおそらくあると思います。だから意外と奥深い問題を含んでいて、そこどう向き合っていくかということが問われる。そ

れを住民や所有者の方に分かりやすい形で積み上げてくるという努力が必要になってくるという気がします。

委員：今の話はとても難しい話です。例えば世界遺産の周りに高いものが建つというような大騒動が起きて、一定変わりながらも守るためにどうしたらいいかということを探し始めています。これは答えが出ていなくて、まだツールを探そうとしている状態にあると思います。これは、元に戻すとかいう問題ではなくて、その文化の違いをどうデザイン化するかという、大変高度な議論だと思います。

委員：ただ、もう1つ言っておきたいのは、先を読むということからすると、お寺と神社は今すごい危機にあって、重要文化財（建造物）の8割は宗教法人が所有しています。宗教法人があと100年続くかと言われるら考えますよね。京都でも決して相国寺のような豊かな寺院だけではありません。上御霊神社など景観重要建造物に指定することで救っていくことができるものもありますが、その将来もということを考えた時に、京都市がそれを文化遺産や地域の資源として登録していくかという議論もあるし、それを尊重してどういう建築ルールを作っていくかという議論もしていかなければいけないと思います。

座長：各エリアに分けて議論していくことで見やすくなる部分と、先ほどの御所のように却って見えにくくなってしまっている部分があるので、もう少しだけスケールを上げたもので見た方がいい。事務局なりコンサルなりで組み立てられたら素晴らしいことですが、それは難しいことだと思うので、何かそういうことを検討したり議論したりしていける仕組みを作らないといけない。特に大事なのが、協議会のような議論できる場や仕組みづくりです。

実は私、修徳エリアでまちづくりをしているのですが、そうしたまちづくりにずっと取り組んでいるところですから、通りごとに色々な情報を集めて、何かプロジェクトが来たら事業者に「うちはこういう通りなのでこういう風にしてほしい」と言えるものを作ろうと言いながらまだできていません。結局は地域内に発生するプロジェクトに押されて一生懸命その1個1個に対応しているという感じになっている。やはり各エリアで住んでいる人達も含めて、日常的に議論したり考えたりすることができる場を作っていないと、この辺りはなかなか難しいなと思います。

資料をお作りになった立場から、意見を言ってもらえますか。

事務局：確かに分かりやすい資料構成がなかなか難しいのと、我々もエリアという名前を付けていながら、どこまで相国寺の周りを周辺として捉えていって調べていけばいいのかというのが、はっきりと把握できていないところもあります。

平成19年に世界遺産、御所、桂離宮等の周辺500mの範囲を近景デザイン保全区域に指定しています。ただ500mの範囲全域に規制がかかるわけではなく、視点場の範囲の境界線からの水平距離が500m以内としています。実際運

用している中で500m先のものが視点場からの眺めに影響することはほとんどありません。その場所で建てられる時にもしかしたら影響を与えるかもしれないことを事業者や住民等にお知らせするという意味では効果はあるかもしれませんが、500m先で戸建て住宅等が建てられる場合はほとんど影響ありませんし、逆にあの視点場から見えるかどうか確認してくださいと言った時に、事業者側からすると500m先まで見に行かないといけないのかという話になります。

今回、もし新たに近景デザイン保全区域を指定していくとして、今までと同じ500mでいいのかどうかを事務局でも考えています。例えば相国寺に対して烏丸通りのところに高いものが建てば当然影響がありますが、烏丸通りより西側は、相国寺がかなり奥まった所にあるので影響はほとんどないのではないかと。北側に行くと上御霊神社があって、どこまでが相国寺でどこから上御霊神社周辺になるのかということも悩むところです。

座長：分かりました。そういう悩みも書いてもらったらいいかもしいです。

次のトピックに入っていないといけない時刻でした。用意されている資料をまず説明していただいて、それから全体議論できればと思います。

それでは、モデル地区での検証について、残りの清水寺エリアについて、多少今の意見を聞きながら、強弱つけながら説明していただければと思います。

(2) モデル地区での検証について

- ア 配付資料「2 清水寺エリア」、参考資料「1 平成26年度歴史的景観の保全に関する検証事業調査結果のまとめ<清水寺エリア>」の内容を説明（事務局）
- イ 案件について下記のとおり質疑応答

座長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問はございますか。

委員：清水寺門前のシミュレーションで示された建築行為は、美観風致審議会等で審議する仕組みにはなっていないということですね。だから何らかの丁寧な景観審査ができるように用意しようということですね。相国寺の場合、烏丸通り沿いに規制いっぱい建物建った場合のシミュレーションがありましたが、あれも同じ扱いと考えてよろしいですか。

事務局：そうですね。今、京都市の中の運用で美観風致審議会に諮る案件は、風致地区内であれば大規模な建築物等が対象となり、下鴨神社のマンション等も諮らせていただいているのですが、逆に小規模なものは対象にはなりません。美観地区、景観地区では、勾配屋根の基準があるが勾配屋根以外の景観に配慮した屋根を作るとか、庇を設けないなど、認定の特例を受ける場合には美観風致審議会にお諮りしていますが、それ以外、大きな案件や特殊な場所での案件であっても諮るという制度にはなっていません。また、建物が高度地区の高さを超える場合は、美観風致審

議会ではなく景観審査会で個別にご審議いただきます。つまり、現在は新築建物で言うと、風致地区では主に大規模なもの、美観地区では何か特例的な扱いをするものが審査の対象になっております。

委員：景観協議会という住民が組織するものがあるって、それが通りごとのルールを決めた上で個別の建築と対応していこうという方法ですか。

座長：それは別の制度です。

委員：ただ、建築に関するいくつかのそういう制度が今どういう状況になっているかを整理した上で、世界遺産や世界遺産の周辺地域に関しては所有者を入れた上での将来計画ビジョンを作らなくてはいけない。同じように地域でもビジョンを作る。では相国寺のようなところはどうかという、三段構えぐらいの制度の仕組みをきちっと整備していく必要があると思うのですが、どこまで一般の住民の方にご協力いただけるか。上手く整理しないと住民同士の喧嘩の種、景観行政のお陰で喧嘩の種が増えたみたいなことになると困るので、その場合、機能の仕組みを「(2) 寺院や神社とも連携した景観づくり・まちづくりの推進」のところが担うこととなりますね。

座長：ここは今、景観づくり協議会のエリアにも入っていないでしょう。

事務局：そうですね。清水寺の周辺ですと、二年坂のところの栴屋町では「古都に燃える会」という地域景観づくり協議会がありますが、それ以外のモデル地区ではありません。

座長：現行法制では、デザイン基準から外れるものだけが美観風致審議会に諮られるという仕組みになっているから、仮に基準内でも審議会等で議論する必要があるものに対応できない。そういうことをおっしゃっているのでしょうか。

委員：念のため制度上の確認だけをして議論の材料にと思いますが、景観地区における「認定」は行政処分ですので、基本的に「事前協議」で基準に適合か不適合かを言うようなことは市としてはできない筈です。ですから事前の調整をしようと思うと少し工夫が要ると言うのが制度上の課題としてはあります。しかし、していない訳ではありませんし、色んな工夫をしながら各地で議論しています。専門家によるデザインレビューのような仕組みを入れるというのもあるでしょう。手続きの中で事前相談などを設け、市として適合・不適合を判定した文書を出すことはできなくても、基準の考え方など何らかの方針を共有するような工夫はできます。一応、景観地区の認定制度を理解しておいた方がいいというのが制度上の問題として1点あります。

先ほど工作物や緑の話がありましたが、景観地区内の工作物は工作物条例が必要ですし、緑は法的には開発条例だと言われています。実際には各地域で厳密には運用していないので、市も「いい加減」に運用するというのを頭に置いて条例的処置をやっていく必要があると思います。地域の人達や事業者に対しては、

景観地区の中に入っている基準のように一覧的に見えていないと効力がありません。作る人達にとっての分かりやすさと制度上の整理が捻じれる可能性が、景観地区の場合があります。緑はとても重要なことですが、景観地区は用途地域と一緒に地域地区の一環ですので、景観計画とはまた違う運用になるということは理解しておいた方がいいと思います。表向きは全然分からなくていいのですが、運用している技術職としては理解しておいた方がいいと思います。

もう一度清水寺の話に戻りますが、清水寺の場合はシークエンス的な景観が特徴的であるような気がします。高低差があり、動きながらの景観と視点場からの眺めという、相国寺の「歩き回る」とは少し違う整え方があるという気がしました。山裾を歩いていくシークエンスと、市街地から上がってくるシークエンスをそれぞれどう作っていくのかということのような気がしました。その中でこの辺りは通り道というのが決まってきたような気がするのです。観光と住まいの住み分けがあって、観光客的ものの見え方と居住地的ものの見え方を多少整理して議論してもいいかなと思ったところでした。その特定ルートで整備する仕方であってもいいかなという気がします。

座長：あり得るのではないですかね。

委員：世界遺産のバッファという意味ではどうなるのでしょうか。

委員：この清水寺エリアでは住宅がどんどん減少し、店舗が大変増えています。産寧坂伝建地区は1976年に重要伝統的建造物群保存地区に選定されてから2段階で拡大しています。1976年の資料によるとまだ3分の1ほどが住宅だったのが、今では、当初の登録エリアでは全く住民がいなくなり、保存会もお店の人が取組んでいる状況になっています。重伝建の建築ガイドラインの特徴も、仕舞た屋や住居系の建物が少し骨董品屋をしているようなデザインで書いていますが、実際はもう完璧な専用商店になっています。

昔は、重伝建でもですが、住み続ける町並み保存と言って住民にそこに居続けてもらうことが大事でした。しかし今、全国110の重伝建が94自治体にあります。その7割で3割以上が空き家です。新陳代謝が起こって新しい住民に住んでもらわないと建物が残っていかないという状況になっています。この清水界隈の地区でも住み続けてもらう方が良くなるのか、それとも、今あるマンションがホテルに変わった方が景観は良くなるかもしれないという議論が起こっています。駐車場も過渡的な土地利用だと思います。職住共存地区の駐車場の場合平均5年で新しい建物が建っているという状況です。そういうのを見ても、新陳代謝がどういう形で起こるかということ踏まえた上での景観規制をしていかないといけない。嵐山なんかは10年後も相当残ると思いますよ。観光の質も変わっています。昔みたいに土産屋が増えているわけではなく、割と小奇麗な和食の大小の店がたくさん増えているという面白い状況が起こっています。

委員：観光の議論が出たので少し聞いておきたいのですが、観光をどう考えていくかというのは京都にとって大変重要な景観上の課題だと思います。必ずしもたくさん人が来るような観光ではないあり方に、京都は向かっていくべきではないかと思えます。穏やかなというか、その町を楽しむ観光というものをベースにしたような作り方というのは、どこか京都で議論されていますか。

委員：あまり議論はしていないのですが、京都の辛いところは、たくさんまとまって来る観光客、中国等アジアの方達も多いし、国内でもバス業者が仕立てた観光ツアーも多いです。当然、京都市内の観光業者でもそれに対応する方もいますが、基本的には、いわゆる欧米人とか、日本でもお金持ちの方達が来る観光に期待をしていて、その方達の個人消費が支えている部分が1点あり、質が高い観光ということを行っている。

今、京都市の後期基本計画の中では、質と消費を上げ、数はこれ以上増やさないというスタンスをとっています。昔、「安・近・短」(安い価格の近場の短期間の旅行)という言い方があって、それは旅行業者が儲からないとされていたのが、最近逆だということが分かってきました。先進国のお客さんが、海外旅行でも遠くに行かなくなりました。日本人も今は同じですが、そうした方達が隣国や近場の観光地に短期間で、割と安い近郊ホテルに泊まって、しかしきちんと食事をする。それは、ヨーロッパでは文化首都のキャンペーンの時にだいぶ成功した結果、来られるお客さんです。京都も文化首都を進めようとしている。東京のお金持ちが町家に泊まり、京都の文化遺産を見て東山の料亭、それも高い店ではなく割烹の小さな店で1人1万円以上の食事をする。そういう人が急速に増えている。そういう町にシフトしています。

委員：だからこそ、その部分というのは住宅系でもいいわけですね。

委員：そうです。住宅地だから相当なお金持ちがここに住んで、その人が実は絵を描いているとか、趣味人が住んでその横にブティックホテルの町家があるとか、という話です。

委員：そういう意味でさっき、居住系の風景と観光的、シークエンス的な…

座長：見ているだけではなくて生活文化を楽しむあり方というのがね。

委員：そういう風景のあり方みたいなことが。

委員：東山カルチェラタン構想と言いまして、崇仁地区に京都芸大が来ますよね。七条の橋を渡ってそのままずっとこの界限、五条を通って、陶芸の街、アートの街、さらに四条まで行くとパフォーミングアート(祇園のホテル)がある。さらに上ると岡崎につながり、ちょうど鴨川の左岸がカルチェラタンになっているという、パリのカルチェラタンに匹敵するような構想です。ここに清水小学校の跡地とかが出てきましたけど、こういう所がアートの街として有効に使われるという流れになってきているのだらうと思います。

座長：どっちにしても非常にポテンシャルの高い場所なので、将来的にこの資源を使ってどういうエリアにしていくのかというビジョンと一緒に議論していかないといけないエリアですよ。

時間がかなり押してきました。何か一言ありますか。

委員：清水エリアと同じような三山の裾野の緑について、ぜひとも課題として考えていただきたいことがあります。

緑が歴史的景観として守られているのは、古都保存法によってある程度、特に森林や農地を面的に担保してきたことと、風致地区により量的な部分で保全してきたことと、あとは文化財として名勝庭園に指定するなどして守られています。でも、そうしたものの以外で何かが起こった時は、歴史的景観としてとても大事でも、法的には別に問題ないというようなことになります。そういうものについてはぜひとも残してほしいとお願いするくらいしかありません。神社の大きな木にしても所有者に頼らざるを得ないし、逆にその所有者が切りたいとなればもう仕方ないというのが現状だと思います。

それを少しでも良くしていくためにはどうするか。例えば、エリアにある様々な緑の歴史的景観としての価値、あるいはもう少し広く科学的にある価値を情報共有できれば、何かが起こった時に、もう少しこういう形で配慮ができませんかと具体的に提案できたり、それが起こらないような支援の具体像が出てきたりすると思います。建物については町家等の情報のストックがあり、それを上手く助け合うような形で共有するということもあると思います。樹木や樹林地、さらには緑と言っても例えば水辺とか、名勝になっていなくても庭の緑だとか色んな形の緑があるので、その幅広い緑という部分について、支援も含めた情報共有の仕組みをぜひ考えて欲しいと思います。

清水寺エリアで大事なものは、地形という自然の骨格だと思います。そういう部分をどのように大切にしていけるのかということも考えてほしいと思います。制度の中で言うと、歴史的風土特別保存地区の中で、例えばモデル的に嵐山地域での地域のまとまり、意味や価値などを明らかにしていくといったことにも取り組んでいただけるといいなと思います。

座長：ありがとうございます。いずれにしても、そのエリアに関する様々な情報を皆で共有していく必要がある。ただデータを蓄積しているだけでは仕方がないと思います。

さて、もう1つ資料が用意されていまして、資料4「モデル地区候補について」というものがあります。これも事務局の方から説明を簡単にお願ひできますでしょうか。

事務局：前回、モデル地区の選定について資料が整っていませんでしたので、もう一度説明をさせていただきます。

昨年度、61エリアを調査しましたが、今年度は特徴のあるモデル地区を深く調べることで、ゆくゆくは61エリアに広げていけるような具体的な方策を検討していきたいと考えております。そういう意味で、色々な特性のある地域をモデル地区として選定したいと考えております。

(以下、資料4の内容説明)

座長：ありがとうございました。特に何かご意見ございましたら。

委員：今年度の議論のアウトプットは、大事にしたい地区について共有できる方針、規制策を考えたいということですね。だからこの地区ごとの特性はさておき、その共有できるような議論をしたいということですか。

事務局：はい。この61エリアで実際になんらかの施策をする時は詳細に調べます。そして、お寺や神社もありますし、周辺住民の方とも色々議論をしながらでないと、具体的な施策の適用には行き着かないと思っています。ただ、具体策を提示するための考え方や実際の手法のようなものを、モデル地区で色々と詰めていくことが今年度の目標と考えております。

座長：いずれにしても今年度も残り1ヶ月しかありません。スタートが相当遅れているので、次年度も継続という前提で議論を進めていると理解してよろしいですね。結論が出ませんからね。あまりはっきり言えないかも知れないけど、そのように我々は認識しています。あと1回程度でそこまで辿り着くのも難しいので、そういう風に考えていくしかないかなと思っています。

時間が超過しましたが、本日もたくさん議論いただきました。事務局におかれましては、これを参考にして準備を進めていただければと思います。

それでは議事の進行について事務局にお返しいたします。

事務局：はい、議事の進行ありがとうございました。

長時間にわたるご審議、皆様方どうもありがとうございました。以上をもちまして本日の検討会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

— 了 —